

議案第 28 号

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

大田原市法定外公共物管理条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の1 法定外公共物を使用する場合の表を次のように改める。

1 法定外公共物を使用する場合

種別		使用料	
		単位	金額（円）
電柱・支柱		1本につき1年	420
電話柱・支柱		1本につき1年	380
その他の柱類		1本につき1年	38
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	2
埋設工作物	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91
	外径が0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	160
通路	幅員6メートル未満のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	81
	幅員6メートル以上のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	162
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960
その他のもの		使用面積1平方メートルにつき1年	74

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大田原市法定外公共物管理条例第4条の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、当該許可に係る使用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。